

2018年6月19日 全13頁

# 企業情報の一体的開示への第一歩

## 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示の動向と今後の行方

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### [要約]

- わが国では、2014年に『日本再興戦略』改訂2014で提言されたことを受け、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を目指して議論が行われている。関連省庁から2017年12月には2017年度中を目途に対応をする15項目が示され、その対応として2018年には金融庁・法務省等により法令解釈の公表や、法令改正が行われた。
- 今回の法令解釈の公表や法令改正で、この15項目については事業報告等と有価証券報告書の間で、基本的に共通の記載が可能とされた。
- 今後も政府による検討が予定されているが、考えるべき論点として、有価証券報告書と事業報告等の完全な一体化を図るのか、部分的に共通の記載をするにとどまるのかという最終的な着地点などが挙げられる。
- 株主総会の時期や両開示書類の役割の違い等を考慮した上で、投資家（株主を含む）・アナリスト等にとっての使いやすさや企業のコスト等に配慮して、なるべく多くの関係者にとって望ましい形での一体的開示を進めていくことが期待される。

## 1. はじめに

わが国では、2015年にコーポレートガバナンス・コードが適用されており、近年は特に株主を意識した経営が目指され、株主と企業の対話が重要視されている。この対話において、「開示」は重要な役割の一翼を担っているといえるだろう。わが国における上場会社の年度決算の法定開示としては、株式会社に対して会社法に基づく「事業報告」と「計算書類」、主に上場企業に対して金融商品取引法に基づく「有価証券報告書」という二種類の開示が求められている（会社法435②、金融商品取引法24①）<sup>1</sup>。

事業報告等は書面又は電磁的な方法で提供することが可能であり、定時株主総会の招集の通知に際して提供をする必要がある。一方で有価証券報告書は、原則としてEDINETを通じた電磁

<sup>1</sup> なお、本稿では上場会社を念頭に置いた議論を行うとする。

的な方法による提出・開示が義務付けられている。また、提出時期は事業年度終了後 3 ヶ月以内とされており、6月の定時株主総会後に提出している企業が多いようだ。

このようにわが国において二種類の開示が行われている一方で、欧米では上記の各書類の内容を網羅する一つの書類を作成し、株主総会前に開示するという形をとっている企業が多い。この違いの背景には、わが国では会社法と金融商品取引法の二つの法律で別々の形式の開示が求められていること、決算期末日から株主総会の日までの期間が約 3 ヶ月しかなく、書類を作成する時間が欧米に比べて短いこと等が考えられる。

わが国でも、欧米を参考にして、二種類の開示を行っているという状況の非効率な面を解消すべく、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示が目指されており、各省庁による議論や法令の改正が行われている。

本稿では、これまでの議論を踏まえた上で、最近の一体的開示に関する動向と、今後の論点などについて整理する。

## 2. これまでの議論の経緯

これまでの議論としては、まず『日本再興戦略』改訂 2014（2014年6月24日）において「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進」という枠組みの中で、企業が一体的な開示をする上での実務上の対応を検討すべく、研究会を早急に立ち上げるという施策を実施することが示された。これを受け、経済産業省は「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」を設置し、2015年4月に報告書において、開示間の重複や微妙な違いを共通化することや、開示の時期のずれを極力短縮することの必要性などについて述べている。

また、2016年4月には金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループから、検討の結果として「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」が公表され、各制度の開示内容の整理・共通化・合理化をし、自由度を高めることで一体的開示が実務として増加することが望まれると述べられた。ここでは、具体的な見直しの方向として、各制度の類似項目で共通化することができる項目等についても提示している。

「日本再興戦略 2016」（2016年6月2日）を受けて設置された未来投資会議においては、一体的開示について継続的な検討を行い、その状況が報告されている。「未来投資戦略 2017」では、「2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指す」という指針が示された。

これまでの議論を踏まえ、2017年12月28日に内閣官房等より「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」が公表され、2017年度中を目途に対応をする15項目が示された。同日に金融庁・法務省が公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」では、この15項目への企業からの指摘事項とそれに対する対応の方針が示されている。これを受け、2018年1月には「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一

部を改正する内閣府令」が公布・施行され、また、3月には会社法施行規則及び会社計算規則の一部が改正され、法令上の統一が図られた。財務会計基準機構は「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組」を公表し、先の15項目について、共通化された記載を行う有価証券報告書のひな形を明確化しており、金融庁・法務省はこれを「関係法令の解釈上、問題ないものと考えられ」という法令解釈を示している<sup>2</sup>。

図表1：各省庁等によるこれまでの議論

時期	省庁・組織	会議体	公表文書等	主な内容・提言	
2014年	6月24日	内閣官房	日本経済再生本部	「日本再興戦略」改訂2014	「企業が一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討するため、関係省庁や関係機関等をメンバーとする研究会を早急に立ち上げる」
2015年	4月23日	経済産業省	持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会	「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書	欧米における情報開示を参考にして開示内容・方法を見直すべき、開示の時期のずれを短縮すべき
	6月30日	内閣官房	日本経済再生本部	「日本再興戦略」改訂2015	「会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則それぞれが定める情報開示ルールを見直し、統合的な開示のあり方について検討し、結論を得る」
	11月13日	日本公認会計士協会	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム	「開示・監査制度の在り方に関する提言 —会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察—」	財務情報、監査の一元化や株主総会の日程などを考察
2016年	4月18日	金融庁	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 —建設的な対話の促進に向けて—」	欧米の制度や実務を参考にしつつ、開示に係る自由度を向上させる、「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の各欄の統合を検討
	6月2日	内閣官房	日本経済再生本部	日本再興戦略2016	具体的な共通化の進め方の方針や、株主総会の日程や基準日の設定といった環境整備の取組を検討する
2017年	6月9日	内閣官房	日本経済再生本部	未来投資戦略2017	「2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指す」
	8月22日	日本公認会計士協会	開示・監査制度一元化検討プロジェクトチーム	事業報告等と有価証券報告書の一体的開示についての検討	一体的開示について、どこまで一体化を図るかというシナリオごとに検討
	12月28日	内閣官房 金融庁 法務省 経済産業省  金融庁 法務省		「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」  「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」	一体的開示のための環境整備の一環として、類似、関連する項目の共通化を図る方針を示し、2019年度中に対応するとしている15項目を挙げている  「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」で挙げられた15項目に関する、企業からの指摘事項とそれに対する対応方針
2018年	1月26日	金融庁		企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」を受け、挙げられた項目について共通化を図るための内閣府令等改正
	3月26日	法務省		会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する法務省令第5号	企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の公布を受けて、会社法施行規則の一部を改正
	3月30日	財務会計基準機構		有価証券報告書の開示に関する事項—「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組—	一体的開示のひな形とポイントを示し、金融庁、法務省も法令解釈上問題がないと認めている

(出所) 各省庁等より大和総研作成

<sup>2</sup> 金融庁・法務省「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」(2018年3月30日)より

2017 年末から 2018 年にかけて、「議論」の段階から「対応」の段階へと少しずつステップが移行しているように思われる。3 章では 15 項目それぞれについて、企業からの指摘と今回どういった対応がなされたのかを、具体的に解説をする。

### 3. 一体的開示に向けた具体的対応

図表 2：「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」で挙げられた 15 項目に対する具体的対応

	有価証券報告書	事業報告等	企業からの指摘	法令解釈、法令改正	法令改正の有無
1	「主要な経営指標等の推移」	「直前三事業年度の財産及び損益の状況」	「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」等は統一化できないか	①統一が可能 ②「主要な経営指標等の推移」の記載には、「直前三事業年度の財産及び損益の状況」の内容が含まれている	
2	「事業の内容」	「主要な事業内容」	①有価証券報告書の、主要な関係会社等の「名称」、「事業の内容」の記載が、「関係会社の状況」等と重複していないか ②有価証券報告書のグループ企業の「事業の内容」等を示す上では「事業系統図」以外の記載は認められないか	重複する内容についてはほかの箇所にもまとめて記載した上で、当該他の箇所を参照する旨の記載が可能 事業系統図以外の形式による記載も可能	
3	「関係会社の状況」	「重要な親会社及び子会社の状況」	共通の記載は可能か	「関係会社の状況」の記載には、「重要な親会社及び子会社の状況」の内容が含まれている	
4	「従業員の状況」	「使用人の状況」	①共通の記載は可能か ②対象会社の範囲について共通の記載は可能か	「従業員」という用語を用いて共通の記載が可能 共通の記載が可能	
5	「経営上の重要な契約等」	「事業の譲渡」等	組織再編成契約に関する開示を決定する時点はどちらでも同じか	相違はない	
6	「主要な設備の状況」	「主要な営業所及び工場」の状況	①対象企業について共通の記載は可能か ②有価証券報告書の設備に関する記載は、業種によっては不要としてよいか	共通の記載が可能 業種の特性に応じた記載をすることは可能	
7	「大株主の状況」	「上位十名の株主にに関する事項」	①株式の所有割合の算定方式に違いがある ②事業年度末日と議決権行使基準日の両方で株主を確定する必要がある場合がある	事業報告の方式に合わせて、自己株式数を控除する 原則として議決権行使基準日で株主を確定する	○ ○
8	「ストックオプション制度の内容」	「新株予約権等に関する事項」	①有価証券報告書の「新株予約権等の状況」及び「ライツプランの内容」並びに財務諸表注記との重複がある ②会社役員が有している新株予約権等に関する事項の基準時点にずれがある ③一交付につき一表ではなく、まとめて記載する方がよいのではないか	重複を解消する形で改正（詳細は文中にて） ずれを解消する形で改正（詳細は文中にて） 過去発行分を一覧表形式で記載することが可能	○ ○ ○
9	「役員の状況」	会社役員の「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」	①事業報告の「地位」、「担当」及び「重要な兼職の状況」と有価証券報告書における「役名」、「職名」及び「略歴」は共通の記載は可能か ②兼職の範囲は共通の記載は可能か	共通の記載が可能 共通の記載が可能	
10	「社外役員等と提出会社との利害関係」	社外役員の重要な検証に関する事項	共通の記載は可能か	共通の記載が可能	
11	「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」	「社外取締役を置くことが相当でない理由」	共通の記載は可能か	共通の記載が可能	
12	「役員の報酬等」	「会社役員の報酬等」	共通の記載は可能か	有価証券報告書の記載を基礎として、事業報告では区分して報酬金額を記載することで共通の記載が可能	
13	「監査公認会計士等に対する報酬の内容」	「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」	報酬の開示区分が異なるようだが、共通の記載は可能か	事業報告でも、有価証券報告書の様式に従って区分して報酬額を記載することで、共通の記載が可能	
14	財務諸表及び計算書類の表示科目		例えば、計算書類の「商品」、「製品」及び「半製品」を、有価証券報告書と共通の「商品及び製品」と記載することは可能か	「商品及び製品」を表示科目とすることは可能	
15	財務諸表及び計算書類の1株当たり情報に関する注記		「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」は共通の記載は可能か	「1株当たり当期純利益」と記載することで共通の記載が可能	

(出所)金融庁・法務省「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」、公益財団法人 財務会計基準機構「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組」、法令に基づき大和総研作成

金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」<sup>3</sup>（以下、「開示府令改正」）、法務省「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する法務省令第5号」<sup>4</sup>（以下、「施行規則等改正」）、財務会計基準機構「有価証券報告書の開示に関する事項一『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組」<sup>5</sup>（以下、「取組」）とそれに伴う法令解釈による対応は、以下の通りである（前ページ図表2）。

なお、この章においては、特に断りがない限り（有価証券報告書）／（事業報告等）という順番で記載することとする。

## （1）「主要な経営指標等の推移」／「直前三事業年度の財産及び損益の状況」

企業からは、「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」、「純資産額」と「純資産」、「総資産額」と「総資産」等は有価証券報告書、事業報告のひな形等によって表記が異なる場合があるが、それぞれ同一の内容であり、異なる用語で記載することになるのかという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、有価証券報告書においては「1株当たり当期純利益金額」は「1株当たり当期純利益」、「純資産額」は「純資産」、「総資産額」は「総資産」と記載しても差し支えないとされ、また、有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」の記載には、事業報告の「直前三事業年度の財産及び損益の状況」の内容が含まれていると示された<sup>6</sup>。

## （2）「事業の内容」／「主要な事業内容」

企業からは、①有価証券報告書の主要な関係会社や関連当事者の「名称」及び「事業の内容」の記載が、同じく有価証券報告書の「関係会社の状況」や財務諸表注記における関連当事者の記載と重複しているのではないかと、②有価証券報告書のグループ企業の「事業の内容」や「事業における位置付け」を示すために「事業系統図」以外の記載をすることは認められないのかという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、①については、重複する内容についてはほかの箇所にもまとめて記載した上で、当該他の箇所を参照する旨の記載をすることが可能であると示された。例えば、主要な関係会社の名称等を「関係会社の状況」にもまとめて記載した上で、「事業の内容」では、「関係会社の状況」の記載を参照する等の記載も可能である旨が示された。

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180126.html>

<sup>4</sup> <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080160&Mode=2>

<sup>5</sup> [https://www.asb.or.jp/jp/other/web\\_seminar/kaiji\\_20180330.html](https://www.asb.or.jp/jp/other/web_seminar/kaiji_20180330.html)

<sup>6</sup> なお、「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」では、「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」は、後者に共通化して記載することが可能、また、「純資産額」と「純資産」、「総資産額」と「総資産」はそれぞれいずれの表現にも共通化して記載することが可能であることを明確化するとあり、今後この旨が何らかの形で示される可能性がある。

②については、企業の実態に応じて投資者に対してより分かりやすく示す観点から、例えば、バリューチェーンにおける提出会社及び関係会社の位置付けを示す図や表など、事業系統図以外の形式による記載も可能であることが明確化された。

### (3) 「関係会社の状況」／「重要な親会社及び子会社の状況」

企業からは、有価証券報告書の「関係会社の状況」と、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」におけるひな形とでは記載すべき事項に差異があるが、共通化できないかという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、有価証券報告書の「関係会社の状況」の記載には、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」の内容が含まれているとした上で、有価証券報告書のひな形が示された。

### (4) 「従業員の状況」／「使用人の状況」

企業からは、①有価証券報告書の「従業員の状況」と事業報告の「使用人の状況」は、実質的に同一の内容と解されるが、異なる用語で記載するのか、②対象会社の範囲について、事業報告では企業集団（提出会社＋子会社）とされ、有価証券報告書では連結会社（提出会社＋連結子会社）とされているが、共通の記載が可能かという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、①については、有価証券報告書の「従業員の状況」の記載には、事業報告の「使用人の状況」の内容が含まれているとした上で、両方において、実務上「従業員」という用語を用いて共通の記載をすることができることが示された。

②については、実務上、事業報告においても、連結会社（提出会社＋連結子会社）に関する状況について、共通の記載をすることが可能であることが示された。

### (5) 「経営上の重要な契約等」／「事業の譲渡」等

企業からは、吸収合併や事業の譲渡など、組織再編成契約に関する開示を決定する時点（トリガーイベント）について、有価証券報告書では「業務執行を決定する機関における決定があったとき」とされているが、事業報告でも同一かどうかという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、「業務執行を決定する機関における決定があったとき」には当該事業の譲渡等について事業報告でも内容に含めなければならず、有価証券報告書の記載と事業報告の内容との間で開示の要否について相違はないことが示された。

## (6) 「主要な設備の状況」／「主要な営業所及び工場」の状況

企業からは、①対象企業について、事業報告では企業集団（提出会社＋子会社）とされ、有価証券報告書では提出会社＋国内子会社＋在外子会社とされているが、共通の記載は可能か、②有価証券報告書について、設備に関する記載は、業種によっては不要としてよいのではないかという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、①については、実務上、事業報告でも、提出会社＋国内子会社＋在外子会社について記載すべきこととされている有価証券報告書と共通の記載が可能であることを明確化する旨が示された。また、有価証券報告書の「主要な設備の状況」の記載には、事業報告の「主要な営業所及び工場」の状況の内容を含めることができるとされた上で、主要な営業拠点を一括して記載する場合には、欄外にその内訳を記載するということが、ひな形とともに示された。

②については、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）第三号様式記載上の注意(1)bの「主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること」という記載を根拠に、製造業以外の業種は、例えば、帳簿価額の欄で「ソフトウェア」の項目を設ける等、業種の特性に応じた記載をすることは可能とされたが、必ずしも不要としてよいとは言及されていない。

## (7) 「大株主の状況」／「上位十名の株主に関する事項」

企業からは、①株式の所有割合について、事業報告では発行済株式総数から自己株式数を控除して算定するが、有価証券報告書では自己株式数を控除せずに算定するという違いがある、②議決権行使基準日を事業年度末日より後とすることで、定時株主総会を決算日から3ヶ月を越えた日に開催する場合には、事業年度末日と議決権行使基準日の両方で株主を確定する必要があり負担が大きいという指摘があった。

これを受けて、①については、「開示府令改正」で対応がなされ、開示府令第三号様式の「大株主の状況」における「発行済株式総数」が「発行済株式（自己株式を除く。）の総数」と改正され、有価証券報告書においても、自己株式数を控除することとされた。

②については、まず「開示府令改正」により、開示府令第三号様式記載上の注意(25)aが改正され、有価証券報告書では原則として議決権行使基準日で株主を確定することとした（ただし、これが難しい場合は事業年度末日とすることも可能）。また、これに伴い、「所有者別状況」及び「議決権の状況」においても記載時点を原則として議決権行使の基準日現在とすることとなった（開示府令第三号様式記載上の注意(24)a、(26)a）。また、「施行規則等改正」により、事業報告の「上位となる十名の株主の状況」について、議決権行使基準日が当該事業年度の末日後の日であるときは、その記載時点を議決権行使基準日とすることができるようにされた（会社法施行規則122②）。これにより、例えば3月決算の会社が7月に株主総会を開催する場合でも、事業報告においては年度末に株主を確定する必要がなくなり、議決権行使基準日に確定す

ればよいとされ、会社にとっての事務負担が軽減されたといえる<sup>7</sup>。

## (8) 「ストックオプション制度の内容」／「新株予約権等に関する事項」

企業からは、①有価証券報告書の「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」、財務諸表注記の間で記載の重複がある、②当該株式会社の会社役員が有している新株予約権等に関する事項の基準時点について、事業報告では事業年度末とされているが、有価証券報告書では事業年度末及び提出日の前月末の二時点とされている、③一交付につき一表ではなく、まとめて記載の方が利便性が高いのではないかという指摘があった。

これを受けて「開示府令改正」により、①については、有価証券報告書の「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の記載欄を削り、「新株予約権等の状況」にこの二項目と「その他新株予約権等の状況」を集約する形に改正した（開示府令第三号様式）。これに併せて、開示府令第二号様式記載上の注意(39)eを加えることにより、「ストックオプション制度の内容」に記載すべき内容を、「第5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することで、当該注記で記載した事項の記載を省略することができるとした。

②については、有価証券報告書の提出日の前月末時点において、事業年度末と比べて記載すべき内容の変更がない場合は、その旨を記載した上で前月末時点の記載を省略することができるよう改正した（開示府令第三号様式記載上の注意(19)～(21)）。

③については、開示府令第三号様式における「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」及び「ストックオプション制度の内容」の表を撤廃することで、過去発行分を一覧表形式で記載することを可能にした。

以上に加えて「取組」にて、有価証券報告書の「ストックオプション制度の内容」の付与対象者が役員の場合、その区分及び役員の人数を、事業報告の区分に従って記載することで、記載の共通化をすることができる旨が示された。併せて、付与対象者の人数についても、事業報告で求められている事業年度末時点の人数を付記することで、共通の記載ができる旨が示された。

## (9) 「役員状況」／会社役員「地位及び担当」並びに「重要な兼職の状況」

企業からは、①事業報告における「地位」、「担当」及び「重要な兼職の状況」と有価証券報告書における「役名」、「職名」及び「略歴」について共通の記載は可能か、②兼職の範囲について、事業報告では特段の限定はないが、有価証券報告書では他の法人等の代表者である場合

<sup>7</sup> ただし、事業年度末時点の株主へ配当を行う場合には、やはり事業年度末と議決権行使基準日の二回株主を確定する必要がある点には注意が必要である。

に限定されているようにも読めるが、共通の記載は可能かという指摘があった。

これを受けて「取組」にて、①については、事業報告の会社役員の「地位」と有価証券報告書の「役員の状況」の「役名」は共通の記載が可能であり、事業報告の「担当」は有価証券報告書の「役員の状況」の「職名」欄または「略歴」欄に、事業報告の「重要な兼職の状況」は有価証券報告書の「役員の状況」の「略歴」欄にそれぞれ記載が可能である旨が示された。

②については、有価証券報告書のひな形に他の主要な会社の役員に就任している場合を載せ、兼職の範囲について有価証券報告書でも事業報告と共通の記載が可能である旨が示された。

加えて、定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合は、有価証券報告書の「役員の状況」の記載の対象となる役員と、事業報告の「会社役員に関する事項」の記載の対象となる役員との間には、当該株主総会における役員の異動による相違は生じない旨が示された。

#### (10) 「社外役員等と提出会社との利害関係」／社外役員の重要な検証に関する事項

企業からは、社外役員が他の法人等の役員等を兼職している場合における提出会社と当該他の法人等との関係の内容について、事業報告の「関係」と有価証券報告書の「人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」は共通の記載は可能かという指摘があった。

これを受け「取組」にて、事業報告の「関係」と有価証券報告書の「人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」は、実務上、共通の記載が可能である旨が示された。

加えて、(9)と同様に、定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合は、有価証券報告書の「役員の状況」の記載の対象となる役員と、事業報告の「会社に関する事項」の記載の対象となる役員との間には、当該株主総会における役員の異動による相違は生じない旨が示された。

#### (11) 「社外取締役の選任に代わる体制及び理由」／「社外取締役を置くことが相当でない理由」

企業からは、事業報告の「社外取締役を置くことが相当でない理由」と、有価証券報告書の「社外取締役（中略）を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」は、共通の記載は可能かという指摘があった。

これを受け「取組」にて、事業報告における「社外取締役を置くことが相当でない理由」と、有価証券報告書における「社外取締役（中略）を選任していない場合には、その旨及びそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由」は、共通の記載が可能である旨が示された。ただし、ここでいう「理由」の記載においては、社外監査役が二人以上あることのみを理由とすることはできず、社外取締役を置くことがかえって提出会社に負の影響を及ぼすという事情を説明する必要があるという点には注意が必要とされている（会社法施行規則 124③）。

## (12) 「役員の報酬等」／「会社役員の報酬等」

企業からは、取締役及び監査役の報酬総額について、事業報告では社外取締役及び社外監査役の報酬をそれぞれ含めて記載することとされているが、有価証券報告書ではそれぞれ除いて記載することとされており、共通の記載は可能かという指摘があった。

これを受け「取組」にて、有価証券報告書の記載を基礎として、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外取締役を除く）、社外取締役、社外監査役に区分して報酬総額を記載することで、記載の共通化が可能である旨が示された。

## (13) 「監査公認会計士等に対する報酬の内容」／「各会計監査人の報酬等の額」及び「株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」

企業からは、報酬の開示区分について、事業報告では「当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額」及び「当該株式会社の会計監査人である公認会計士又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」を記載するとされている一方、有価証券報告書では「提出会社」及び「連結子会社」の別に「監査証明業務」及び「非監査業務」の報酬額を記載することとされているが、共通の記載は可能かという指摘があった。

これを受け「取組」にて、事業報告においても、有価証券報告書の様式に従って「提出会社」及び「連結子会社」のそれぞれについて、監査証明業務と非監査業務とに区分して報酬額を記載することで、共通の記載をすることが可能である旨が示された。

## (14) 財務諸表及び計算書類の表示科目

企業からは、例えば、計算書類では「商品」、「製品」及び「半製品」を別個に記載すると解されるため、有価証券報告書と共通の「商品及び製品」と記載することができないのではないかという指摘があった。

これを受け「取組」にて、計算書類でも、有価証券報告書と共通の「商品及び製品（半製品を含む）」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」を表示科目とすることができる旨が示された<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 表示科目の共通化のためには表示科目の表示方法の変更を行う必要があるが、当該変更が会計事象等を財務諸表により適切に反映するものであれば、当該変更は可能であるとされていると考えられる（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」）。また、共通化された表示科目は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に従うことが必要である。なお、表示科目の共通化においては、個々の表示科目の重要性を考慮した上で、利用者の判断に必要な情報が開示されなくなることをないように留意する必要があるとされている（「取組」より）。

## (15) 財務諸表及び計算書類の1株当たり情報に関する注記

企業からは、「1株当たり当期純利益金額」と「1株当たり当期純利益」は、同一の内容であるが、共通の記載は可能かという指摘があった。

これを受け「取組」では、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財規）95の5の2、並びに連結財規65の2と、会社計算規則113にある「1株当たり当期純利益金額」については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」で用いられている用語である「1株当たり当期純利益」と記載することにより、記載を共通化することができる旨が示された。

## 4. 今後の動向、論点

今回の法令解釈の公表等により、以上の15項目については、事業報告等と有価証券報告書の間で、基本的には共通の記載が可能であることが示された。しかし今回の共通化は一体的開示に向けた第一歩に過ぎず、今後も更なる議論が必要となってくるだろう。最後に今後の政府等の動向と、議論が期待される論点について整理する。

### (1) 今後の動向

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは、2018年6月8日に、今後の論点として、①EDINETで株主総会前に事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書を提出しても、会社法上（453③）の電子提供と認められるようにすること、②有価証券報告書の株主総会前提出を拡大していくこと、③投資家や企業などの意見を踏まえながら共通化や一体化に関する取組を行うということ掲げており、今後議論がなされていくところであろう。

政府は、先述の「未来投資戦略2017」で掲げた「2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備」に向けて検討を行い、2018年夏までに結論を得るとしている<sup>9</sup>。また、株主総会資料の電子提供として、「事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書のEDINET開示も許容する」ということについて法制審議会で検討し、2018年度中のできるだけ早期に結論を得るとしている<sup>3</sup>。金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいても、引き続き一体的開示に向けた検討が行われており、より一層の進展が目指されている。

### (2) 今後の論点

今後の議論において検討が必要と思われる論点として、第一には、今回取り上げられた15項目以外の類似項目等についても、記載の共通化のような対応が可能か、検討を進めていく必要

<sup>9</sup> 内閣官房等「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（2017年12月28日）

がある。一体的開示を目指す上では、事業報告等と有価証券報告書の間の共通化を丁寧に行っていき、企業の負担を軽減しつつ、株主にとって分かりやすい開示を行えるようにすることが非常に重要であると考えられる。

第二に、一体的開示を実務的に行うことが可能であるということについて、企業の認知度を高めていくことが求められている。現行の法制度においても、理論的には会社法や金融商品取引法の両方の要請を満たすような内容の開示を行えば、上記 15 項目以外についても一体的開示は可能である。しかし、企業からすれば一体的開示を行うことが可能かどうか不明確であると捉えられている節もあり、今後も法令解釈やひな形を示していくことで、一体的開示ができるということを企業に認知させることが肝要ではないだろうか。

最後に、最終的な着地点として、有価証券報告書と事業報告等の完全な一体化、つまり一つの書類で両方の開示をするのか、それとも共通化を進めていき部分的に共通の記載をするにとどまるのか、どちらにするのかを政府としては考えておく必要がある。

この着地点を考える上ではいくつかの点を考慮しなければならない。まず、定時株主総会の時期である。6月に定時株主総会が開催される場合、一体的開示をするためには、事業報告等を行う5月中には一体的な書類を作成する必要がある。3月決算を想定すると、作成にかけられる時間が短く、現実的には難しいと思われる。そのため、完全な一体化をするならば、定時株主総会を後ろ倒しにして開催する必要がある。今後は定時株主総会の開催時期を7月以降にするということを企業と政府の双方において本格的に検討していくことが期待される。

また、有価証券報告書と事業報告等のそれぞれの役割について、再考しなければならないだろう。先述の通り、現行の法制度でも一体的開示は実務的には不可能ではないが、それが行われていないのは、認知度に加え、そもそもそれぞれの開示に企業が持たせる役割の違いが重視されているという可能性も考えられる。まず、それぞれの目的を考えると、事業報告等は株主に向けた開示、有価証券報告書は広く投資家やアナリスト等の利用者に向けた開示であると捉えることができる。その特性に鑑みて実務を見ると、事業報告等は企業から株主へ企業の現況を伝えるという役割に重きが置かれているように見受けられ、文章の書きぶりやレイアウト等に配慮されているようだ。実際、事業報告等は会社から株主へのメッセージ性が強く表れており<sup>10</sup>、図表や色使いを意識するなど、個人株主向けのIR資料のような位置付けとする企業も多い<sup>11</sup>という意見もある。一方で、有価証券報告書はどちらかというと比較可能性を念頭に置き、形式を重視した構成であるように思われる。一体的開示を考える上では、こうした役割の違いを再認識し、調整を図っていくことが求められる。

さらに、投資家やアナリスト等にとってのメリット・デメリットを今一度検討する必要があるだろう。完全な一体的開示が行われるのであれば、その開示時期は（仮に株主総会が後ろ倒しになった場合）現行の事業報告等の提出時期と有価証券報告書の提出時期との間になる可能性が

<sup>10</sup> 旬刊商事法務 No. 2164 (2018年4月15日号)「事業報告等と有報の一体的開示の先にあるもの」より

<sup>11</sup> 西村あさひ法律事務所 M&A ニューズレター2018年6月号 野澤大和「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示と実務上の留意点」より

考えられる。その場合は、事業報告等の開示時期はこれまでより遅れ、一方で有価証券報告書の開示時期はこれまでより早まる。また、一体的開示が進むに伴い、昨今の決算短信の簡素化の流れが加速するかもしれないという危惧がある。他方で、事業報告等の監査と有価証券報告書の監査が一体化することで、監査に十分な時間や労力を割くことが可能になり、監査の質が向上する可能性がある。

他にも、過去の誤謬の訂正方法について、事業報告等では重要性がある場合を除き、当期首の額に反映し、注記をする一方で、有価証券報告書では、訂正報告書の提出が求められているといった違いがあるほか、重要な虚偽記載や重要な誤謬を放置した場合の罰則等の適用のあり方も異なる。こうした細かいところを含めると、考慮すべき論点は様々考えられる。

政府としては、再度、どのレベルの一体的開示を目指すのか、上記のような論点も含めて検討を重ねていくことが求められている。重視すべき点としては、企業、投資家・アナリストそれぞれにとってのメリット・デメリットのどちらが大きいかを考えることである。現行一体的開示が行われていないのは、企業と投資家・アナリストの全体としてのメリットよりもデメリットが大きいと捉えられているからかもしれない。まずは適時適切な情報開示や「企業と投資家の対話の促進」という本来の目的に立ち返り、一般株主を含む投資家やアナリスト等にとっての分かりやすさや利用のしやすさ、企業側の事務負担等の事情に十分に配慮した上で、なるべく多くの関係者にとって最も望ましい形での一体的開示を進めていくことが期待される。